

はじめに

小野 智昭

1. 研究の課題

農山漁村を場とした子供（小学生・中学生・高校生）の宿泊体験の取組が全国各地で行われており、とりわけ、農林漁家での民家泊に焦点を当てた宿泊体験が注目されている。そして2008年度には総務省、文部科学省、農林水産省が連携して児童を対象に実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」が実施されている⁽¹⁾。

子供農山漁村宿泊体験（以下、「宿泊体験」）の取組は、二つの側面を有している。一つは都市農村交流を通じた農山漁村の地域振興の側面であり、もう一つは子供への教育的側面である⁽²⁾。

前者は、子供の宿泊体験を受け入れる農山漁村地域の活性化の側面である。農林漁家が子供を受け入れることで、①受入農林漁家に一定の収入をもたらし、それが地域経済に波及する経済的効果が生じること、②受入農林漁家を中心として受入地域の住民に自信と活力が生じること、③宿泊体験を通じて子供の成長に関与すること（社会貢献）が農林漁家の「自己実現欲求」となること、などの効果があると考えられる。

後者は、宿泊体験を経験した子供にもたらされる効果とその効果を目的とする学校側の期待という側面である。子供たちは宿泊体験を通じて、①学ぶ意欲や自立心の向上、②食の大切さの認識、③思いやりの心や豊かな人間性の醸成、④社会的規範や生活技術を身につけること、など学習・生活規律の面での成長や、さらには生きる力の体得とたくましい精神的成長が期待されている。

そうした宿泊体験について、2008～2009年度に農村振興局と協力して実施した研究成果を『子供を対象とした農林漁家宿泊体験による農山漁村振興の実態と課題』（2010年）としてとりまとめた。その内容は以下の3点である。(1)修学旅行の統計データと当研究所が実施したアンケート調査結果をもとに、宿泊体験の取組の課題を整理した。(2)当研究所実施のアンケート調査結果によって宿泊体験受入農林漁家と受入地域における経済効果と非経済的効果を定量的に明らかにした⁽³⁾。(3)当研究所実施のアンケート調査結果と文部科学省の業務資料とをマッチング集計して、受入地域のどのような取組が子供への教育的効果にどのような関係があるかを明らかにした。

しかし同研究で実施したアンケート調査は、調査対象が受入地域協議会単位に数軒の受入主体にとどまり、必ずしも受入農林漁家の全体像を示し切れていなかった。また実際の取組事例についてもとりまとめていなかった。

そこでその研究を踏まえて、本研究では、受入農林漁家全体へのアンケート調査を実施し、その全体像を明らかにする。さらに宿泊体験の取組事例について検討する。宿泊体験の取組事例は、受入地域の取組の契機や目的から多様であり、宿泊体験の地域的取組を類型的に把握することが必要である。

類型化については、既設民宿業との関係から既設民宿転換型と新規開業型があること⁽⁴⁾、さらに既設民宿転換型には大人数タイプと少人数タイプがあること⁽⁵⁾がすでに指摘されている。本研究では、新規開業型をさらに類型化した上で各類型の事例を分析する。

2. 本報告書の構成

第1章では、宿泊体験が取り組まれている背景を整理する。宿泊体験は農山漁村を訪れて体験する側である教育側とそれを受入る側である農山漁村側とでそれぞれの背景があるので、両者について整理する。第2章では、受入農林漁家に対して実施したアンケート調査結果をとりまとめ、宿泊体験の全体像を明らかにする。第3章では宿泊体験受入地域の実態を事例から明らかにする。そこでは宿泊体験受入地域の4類型を示した上で、類型別に各事例を検討する。そして最後に以上をとりまとめる。

注

- (1) 「子ども農山漁村交流プロジェクト」の概要とその背景については農林水産政策研究所（2010）序章「研究の課題と背景」を参照されたい。
- (2) 農林水産政策研究所（2010）の第4章「研究成果のとりまとめと今後の課題・展望」は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」を題材にして、農山漁村宿泊体験の政策的位置づけやその効果について整理している。
- (3) 宿泊体験による経済的効果について、鈴木（2009b）は、長野県飯田市および福島県喜多方市の事例から農家と地域への経済効果を推計している。また中村（2009）は長野県飯田市の事例から、受入可能人数からみた経済効果を推計している。さらに農林水産政策研究所（2010）第2章では、全国アンケート調査結果から、33地域の受入地域における料金収入総額を約1億9,700百万円と推計し、また一次波及効果の係数を1.55と試算している。
- (4) 佐藤（2010）。
- (5) 鈴木（2014）は、佐藤（2010）の既設民宿転換型を観光地転換型地域、新規開業型を新規取組地域として規定し直して、地域類型として整理するとともに、新規取組地域の受入主体は同宿人数3～5人の少人数宿泊タイプであるのに対して、観光地転換型地域の受入主体には20人を越える大人数集団宿泊タイプと10人程度の中人数宿泊タイプがあるとする。後に第2章で示すように、旅館営業の受入主体は10人以上、あるいは20人以上を同宿させる大人数集団宿泊タイプであり、一般簡易宿所営業の受入主体は5～9人あるいは10～19人を同宿させる中人数タイプが過半を占め、また小規模簡易宿所営業や民泊の受入主体は4人以下を同宿させる少人数宿泊タイプである。したがって同宿人数のタイプは、各地域における主要な受入主体の営業区分によって規定されていると考えることができる。